

一般財団法人肥料経済研究所令和5年度安定供給
確保支援法人基金（肥料原料備蓄対策事業基金）に
係る業務に関する報告書及び同報告書に付する内
閣総理大臣及び農林水産大臣の意見

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）第34条第9項の規定に基づき、一般財団法人肥料経済研究所令和5年度安定供給確保支援法人基金（肥料原料備蓄対策事業基金）に係る業務に関する報告書を、内閣総理大臣及び農林水産大臣の意見を付して報告するものである。

一般財団法人肥料経済研究所令和5年度安定供給確保支援法人基金（肥料原料備蓄対策事業基金）に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する内閣総理大臣及び農林水産大臣の意見

一般財団法人肥料経済研究所令和5年度安定供給確保支援法人基金（肥料原料備蓄対策事業基金）に係る業務に関する報告書・・・・・・・・・・ 1

一般財団法人肥料経済研究所令和5年度安定供給確保支援法人基金（肥料原料備蓄対策事業基金）に係る業務に関する報告書に付する内閣総理大臣及び農林水産大臣の意見・・・・・・・・・・ 49

一般財団法人肥料経済研究所令和5年度安定供給
確保支援法人基金（肥料原料備蓄対策事業基金）に
係る業務に関する報告書

目 次

I. 令和5年度安定供給確保支援法人基金（肥料原料備蓄対策事業基金）に係る 業務に関する報告書	3
II. 参考資料	9
資料1 肥料原料備蓄対策事業費補助金交付等要綱（令和5年2月15日付け4農産 第4523号農林水産事務次官依命通知）	
資料2 肥料の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準（令和5年2月15日 内閣総理大臣及び農林水産大臣公表）	
資料3 安定供給確保支援業務規程（令和5年3月8日一般財団法人肥料経済研究所 制定）	
資料4 参照条文	

I. 令和5年度安定供給確保支援法人基金（肥料原料備蓄対策事業基金）に係る業務に関する報告書

令和5年度安定供給確保支援法人基金（肥料原料備蓄対策事業基金）に係る 業務について

1. 基金の概要

一般財団法人肥料経済研究所（以下「肥経研」という。）は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）第7条の規定に基づき、肥料が特定重要物資に指定されたことを受けて、肥料に係る安定供給確保支援業務（以下「業務」という。）を実施するため、経済安全保障推進法第31条第1項の規定に基づき、令和5年2月15日に安定供給確保支援法人に指定された。

これを受け、肥経研は、肥料原料備蓄対策事業費補助金交付等要綱（令和5年2月15日付け4農産第4523号農林水産事務次官依命通知）（資料1）の規定に基づき、同年3月15日に160億円の交付決定を受け、同月28日、その全額をもって基金の造成を行ったところである。

令和5年度は、令和5年4月21日に1億円の交付決定を受け、同年5月22日、その全額をもって基金の造成を行った。

2. 基金の管理体制等

肥経研は、業務を適切に執行するため、専任部署である肥料安定供給確保支援室において、必要な人員の確保を行う等、令和4年度に引き続き基金の管理体制を整備した。

基金の管理及び運用については、経済安全保障推進法第33条及び肥料の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準（令和5年2月15日内閣総理大臣及び農林水産大臣公表）（資料2）に基づき、令和5年3月8日に制定した安定供給確保支援業務規程（以下「業務規程」という。）（資料3）において規定している。

3. 業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）

（単位：百万円）

		令和5年度	令和6年度（見込み）
前年度末基金残高 (a)		15,998	15,516
収入	国からの資金交付額	100	26
	運用収入	0	-
	その他	0	-
	合計 (b)	100	26
支出	事業費	542	2,035
	管理費	40	121

合計 (c)	582	2,156
国庫返納額 (d)	-	-
当年度末基金残高(a+b-c-d)	15,516	13,386
(うち国費相当額)	15,516	13,386

4. 令和5年度の基金事業の実施決定件数・実施決定額

実施決定件数 (単位：件)	9
実施決定額 (単位：百万円)	589

5. 保有割合

基金の年度末残高については、全て次年度以降の業務のために活用されることとなるため、令和5年度末時点での保有割合は「1」となる。

<保有割合の算定根拠>

(令和5年度末基金残高) ÷ (令和6年度以降の業務に必要となる金額)

6. 基金事業の目標に対する達成度

本事業は、化学肥料原料のほとんどを海外に依存している中で、輸入が途絶した場合にも生産現場への肥料の供給を安定的に行うことができるよう、①経済安全保障推進法第9条の規定に基づく農林水産大臣による供給確保計画の認定を受けた肥料原料輸入事業者又は肥料製造事業者（以下「認定供給確保事業者」という。）が肥料原料を備蓄するために必要となる保管費用、②認定供給確保事業者又は肥料原料輸入事業者若しくは肥料製造事業者と共同で供給確保計画の認定を受けた倉庫業者が、肥料原料を備蓄するために必要となる保管施設の整備費用への助成等を行うものであり、これらを通じて、令和9年度までに、事業の対象となる肥料原料（りん酸アンモニウム及び塩化カリウムに限る。）の年間需要量の3か月分に相当する数量を恒常的に確保する体制を構築することを事業の目標としている。

目標の達成に向けて、肥経研は、令和5年度において、経済安全保障推進法第31条第3項の規定に基づき、安定供給確保支援業務として次の(1)から(3)を実施した。

- (1) 認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金に充てるための助成金の交付及びそれに附帯する業務

令和5年度においては、認定供給確保事業者に対する助成金の交付を行うに当たって、認定供給確保事業者からの交付申請の受付・審査・交付決定や、交付決定後の備蓄を行った月の備蓄数量及び助成金額の確認を行うとともに、認定供給

確保事業者への指導・監督を通じて、適切な執行に努めた。その際、農林水産省と適切に連携し、認定供給確保事業者の供給確保計画の内容に基づき、適切な助成金の執行を行うよう留意した。最終的に6件の肥料原料備蓄の取組に対し、5億4,202万円の助成金を支出した。

(2) 肥料等の安定供給確保に関する情報の収集及びそれに附帯する業務

令和5年度においては、農林水産省と調整の上、以下を実施した。

ア 肥料原料の国際市況や需給動向に関する情報の収集

海外の肥料専門情報誌と契約し、日報・週報ベースで情報を収集して農林水産省に共有した。また、主要な肥料原料輸入事業者及び肥料製造事業者を招集し、農林水産省との情報交換会を3回にわたって実施し、肥料の安定供給に関連する各種情報の官民共有を図った。

イ 国内資源の代替や利用拡大に関する調査

以下の3課題について、公募を実施の上、委託先を選定し、調査を実施した。

(ア) メタン発酵消化液の肥料利用の促進のための調査・分析

(イ) 国産肥料原料となる過りん酸石灰・硫安・尿素の国内製造設備の現状と将来展望

(ウ) 下水汚泥焼却灰の肥料利用可能性検討のための成分分析及び肥効調査

(3) 肥料等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談への対応並びにそれに附帯する業務

令和5年度においては、本法人における肥料安定供給確保支援室内に設置した相談窓口を適切に運用し、認定供給確保事業者を含めた肥料の安定供給確保を図ろうとする者からの照会や相談に対応した。

II. 參考資料

肥料原料備蓄対策事業費補助金交付等要綱

農林水産事務次官依命通知

制定 令和5年2月15日付け4農産第4523号

一部改正 令和6年3月29日付け5農産第5097号

(趣旨)

第1 肥料は、食料の安定供給及び国民の生存に不可欠な物資である一方で、粗原料である鉱物資源が特定の地域に偏在していることから、供給を外部に過度に依存していることに加え、供給先国からの輸出の停滞及びウクライナ情勢の影響等により、供給途絶のリスクが顕在化している。

こうした状況の中、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、肥料を特定重要物資として指定し、法第8条第1項に基づき策定された肥料に係る安定供給確保を図るための取組方針（令和4年12月28日付け農林水産大臣公表。以下「取組方針」という。）において、特定国からの肥料原料の供給量が減少し、需給がひっ迫した場合も肥料生産を継続し得る体制を構築するため、肥料原料の備蓄に取り組む事業者への支援を講ずることとされた。

これらを踏まえ、本事業では、法、内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく安定供給確保支援法人に関する命令（令和4年内閣府・農林水産省令第17号。以下「支援法人省令」という。）、取組方針その他関係規程に即して、肥料原料の備蓄及びこれに要する保管施設の整備等を通じて肥料の安定供給を図ることとする。

(通則)

第2 肥料原料備蓄対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 補助金は、第1の趣旨を踏まえ、第6の事業を実施するための基金の造成に要する経費を交付することを目的とする。

(定義)

第4 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(事業の実施方針)

第5 本事業においては、法第34条第1項に基づき安定供給確保支援法人（法第31条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣及び農林水産大臣（以下「主務大臣」という。）から肥料及び肥料原料（以下「肥料等」という。）に関する安定供給確保支援業務を行う法人としての指定を受けた者をいう。以下同じ。）が行う法第31条第3項第1号、第3号及び第4号の安定供給確保支援業務並びにこれに付帯する業務に要する費用に充てるための基金を造成することを旨とするものとする。

また、安定供給確保支援法人は、法、特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針（令和4年9月30日閣議決定）、取組方針、肥料の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準（令和5年2月15日付内閣総理大臣・農林水産大臣公表。以下「実施基準」という。）その他関係規程に従い、適切に基金管理の事務を行うものとする。

(事業の内容及び事業実施主体)

第6 本事業は、次に掲げる事業により構成されるものとし、それぞれの事業内容は別表のとおりとする。

(1) 肥料原料備蓄対策助成事業

ア 肥料原料備蓄事業

イ 肥料原料備蓄保管施設整備事業

(2) 肥料安定供給確保支援事業

2 事業実施主体は安定供給確保支援法人とする。

(交付の対象及び補助率)

第7 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、安定供給確保支援法人が行う第6第1項第1号及び第2号に掲げる事業（以下「基金事業」という。）の実施に必要な基金を造成するため、基金事業に要する経費のうち補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「基金事業対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、安定供給確保支援法人は、これを受け、肥料原料備蓄対策事業基金（以下「基金」という。）を造成するものとする。

2 安定供給確保支援法人は、国から本事業に必要なものとして交付される補助金の全額を基金造成に充てるものとする。

3 基金事業対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(安定供給確保支援法人を通じて行う助成措置)

第8 安定供給確保支援法人は、第7第1項において造成した基金により、法第31条第3項第1号に規定する、大臣の認定に係る認定供給確保事業者（以下単に「認定供給確保事業者」という。）が肥料等に係る認定供給確保事業（以下単に「認定供給確保事業」という。）を行うために必要な資金に充てるための助成金の交付を行うものとする。

2 基金の管理については、以下に定めるところにより行うものとする。

- (1) 安定供給確保支援法人は、法第 36 条及び支援法人省令第 11 条に基づき、第 7 第 1 項により交付され、造成した基金を、他の事業に係る資金と区分して経理し、2 以上の業務に関連する収入及び費用については、その性質又は目的に従って区分する等適正な基準により経理を行うものとする。
- (2) 安定供給確保支援法人は、法第 38 条及び支援法人省令第 12 条に基づき、帳簿を整備し保存しなければならない。
- (3) 安定供給確保支援法人は、帳簿とともに証拠書類又は証拠物を整備し、毎年度分を整備保管し、法第 40 条第 1 項の規定により安定供給確保支援業務のうち基金事業に係る業務が休止若しくは廃止された日又は法第 41 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の規定又は法第 7 条の特定重要物資の指定解除により法第 31 条第 1 項の指定が取り消された日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。
- (4) 安定供給確保支援法人は、法第 34 条第 4 項に基づき、次の方法により、基金を運用するものとする。
 - ア 国債その他主務大臣の定める有価証券の取得
 - イ 銀行その他主務大臣の定める金融機関への預金
 - ウ 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号）第 1 条第 1 項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）
- (5) 安定供給確保支援法人は、別表以外の経費に基金を使用してはならない。
- (6) 法第 34 条第 3 項に基づき、基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、基金に繰り入れるものとする。
- (7) 安定供給確保支援法人は、助成金を交付した認定供給確保事業者から助成金の返納があった場合には、その返納額を基金に繰り入れるものとする。

（申請手続）

- 第 9 交付規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする安定供給確保支援法人は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。
- 2 安定供給確保支援法人は、前項の交付申請書に別記様式第 1 号別紙の環境負荷低減のチェックシートを添付しなければならない。

（交付申請書の提出期限）

- 第 10 交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

- 第 11 大臣は、第 9 第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、安定供給確保支援法人に対しその旨

を通知するものとする。

- 2 第9第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(事業の着手)

- 第12 安定供給確保支援法人は、第11第1項の規定による交付決定の通知を受けた後に基金事業に着手するものとする。ただし、基金事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情がある場合は、安定供給確保支援法人があらかじめ大臣の適正な指導を受け、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第2号により大臣に提出した上で行う取組は、当該取組の後に第11第1項の規定による交付決定の通知を受けた範囲において、補助の対象とすることができる。
- 2 前項の規定により第11第1項の規定による交付決定の通知を受ける前に基金事業を実施する安定供給確保支援法人は、交付決定の通知を受けるまでに実施する基金事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。
- 3 大臣は、安定供給確保支援法人が第1項ただし書に基づいて交付決定前に基金事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して交付決定前に着手する範囲を必要最小限に留めるように指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、基金事業が適正に行われるようにするものとする。

(補助金の支払)

- 第13 安定供給確保支援法人は、補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第3号による支払請求書を大臣及び官署支出官宛てに提出しなければならない。

(申請の取下げ)

- 第14 安定供給確保支援法人は、第9第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第11第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

- 第15 安定供給確保支援法人は、基金事業の一部を第三者に委託する場合は、事前に大臣の許可を受けなければならない。
- 2 安定供給確保支援法人は、基金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、基金事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 安定供給確保支援法人は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第4号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(計画変更の承認)

第 16 安定供給確保支援法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 5 号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金額の増額を行うとき。

(2) 基金事業の内容を変更しようとするとき。

2 安定供給確保支援法人は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣の承認を受けることができる。

3 大臣は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 17 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、第 16 第 1 項に規定する事項以外の変更とする。

(事業の休止又は廃止)

第 18 安定供給確保支援法人は、法第 40 条第 1 項の規定により主務大臣の許可を受けた場合を除き、基金事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(状況報告)

第 19 大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、安定供給確保支援法人に対して当該基金事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第 20 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 6 号のとおりとし、安定供給確保支援法人は、基金の造成が完了したとき（法第 40 条第 1 項による廃止の許可があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 21 大臣は、第 20 の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る基金の造成結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、安定供給確保支援法人に通知するものとする。

2 大臣は、安定供給確保支援法人に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がな

い場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 22 大臣は、次に掲げる場合には、第 11 第 1 項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 安定供給確保支援法人が、法第 40 条第 1 項の規定により安定供給確保支援業務のうち基金事業に係る業務の全部若しくは一部の休止又は廃止について主務大臣の許可を受けた場合

(2) 法第 41 条第 1 項又は第 2 項の規定により主務大臣が安定供給確保支援法人の法第 31 条第 1 項に基づく指定を取り消した場合

(3) 法第 41 条第 3 項の規定又は法第 7 条の特定重要物資の指定解除により主務大臣が安定供給確保支援法人の法第 31 条第 1 項に基づく指定を取り消した場合

(4) 安定供給確保支援法人が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(5) 安定供給確保支援法人が、補助金を基金事業以外の用途に使用した場合

(6) 安定供給確保支援法人が、基金事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第 1 項第 2 号及び第 4 号から第 6 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 21 第 3 項の規定を準用する。

(財産の処分の制限)

第 23 取得財産のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間(以下「処分制限期間」という。)とする。

3 安定供給確保支援法人は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。ただし、法第 41 条第 3 項の規定又は法第 7 条の特定重要物資の指定解除により主務大臣が安定供給確保支援法人の指定を取り消した場合は、この限りでない。

(基金事業の廃止又は指定の取消しに係る財産及び基金の取扱い)

第24 安定供給確保支援法人が基金事業を廃止する場合、業務により得た財産及び基金の取扱いについて、法第40条第1項の規定により主務大臣の許可を受けなければならない。

2 安定供給確保支援法人は、法第41条第1項又は第2項の規定により法第31条第1項に基づく指定の取消しを受けた場合、支援法人省令第14条第4号の規定に基づき、交付を受けた補助金のうち主務大臣が定める金額を国庫に納付しなければならない。

3 安定供給確保支援法人は、取得財産について当該取得財産の処分制限期間中、第8第2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第7号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 第8第2項及び前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(電子情報処理組織による申請等)

第25 安定供給確保支援法人は、第9第1項の規定による交付の申請、第12第1項の規定による交付決定前着手の届出、第13の規定による支払請求、第14の規定による申請の取下げ、第16第1項の規定による計画変更、第19の規定による状況報告、第20の規定による実績報告及び第23の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「共通申請サービス」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2 安定供給確保支援法人は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請サービスにより提供する様式によるものとする。

3 大臣は、第1項の規定により交付申請等が行われた安定供給確保支援法人に対する通知、承認、指示及び命令（以下本項において「通知等」という。）については、安定供給確保支援法人が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法によることができる。

4 安定供給確保支援法人が第1項の規定により共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合は、共通申請サービスのサービス提供者が別に定める共通申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。

(基金の額及び基金事業の実施状況報告)

第26 安定供給確保支援法人は、基金の廃止又は主務大臣による安定供給確保支援法人の指定の取消しまでの間、法第34条第8項の規定に基づき、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金等に関する基準」という。）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠並びに基金事業の目標に対する達

成度等を、翌年度の6月30日までに主務大臣に報告しなければならない。

(使用見込みの低い基金の返納)

第27 安定供給確保支援法人は、次の場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

- (1) 基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合
- (2) 法第34条第6項の規定により補助金の全部又は一部を国庫に納付すべきことを主務大臣から命じられた場合
- (3) 法第41条第1項から第3項までの規定又は法第7条の特定重要物資の指定解除により主務大臣による法第31条第1項に基づく指定の取消しを受けた場合

(基金から助成金を交付する場合に認定供給確保事業者に対して付すべき条件)

第28 安定供給確保支援法人は、基金から認定供給確保事業者に対して助成金を交付するときは、適正化法、適正化法施行令、交付規則及び実施基準に定められた条件に従うとともに、法第33条第1項及び第2項並びに支援法人省令第8項の規定に基づき安定供給確保支援業務規程において助成金の交付の決定に際し付すべき条件に関する事項を定めることとする。

(推進指導体制等)

第29 農産局長は、基金等に関する基準の3及び4に基づき基金事業の運営が各基準に適合するよう指導及び監督を行うとともに、これらに従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 農産局長は、本事業の効率的な執行を図るため、必要に応じて安定供給確保支援法人及び肥料関係事業者に対し必要な助言及び指導を行うものとする。

(事業の終期及び見直し)

第30 基金事業を実施する期間は令和13年度までとする。ただし、第2項の場合を除き、当該期間を延長するものとする。

- 2 社会情勢の変化、施策の変更等により安定供給確保支援業務を実施する必要がなくなり、法第41条第3項に基づき主務大臣が安定供給確保支援法人の指定を取り消した場合は、第1項の期間に関わらず事業を終了するものとする。
- 3 大臣は、基金事業の内容について、取組方針の見直し時期に合わせ、原則として施行後3年を目途として見直しを行い、その後3年ごとを目途として見直し検討を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和5年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。

別表 第6、第7第3項及び第8第2項関係

事業	事業内容	補助対象経費	補助率
1 肥料原料備蓄対策助成事業 (1) 肥料原料備蓄事業	認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金に充てるための助成金を交付すること（法第31条第3項第1号）	認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な肥料原料の備蓄に要する保管費用（保管料、保険料等）に充てるための助成金	定額
(2) 肥料原料備蓄保管施設整備事業		認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な肥料原料の備蓄に要する施設又は設備の整備に要する費用に充てるための助成金	定額（認定供給確保事業者への助成率は2/3以内）
2 肥料安定供給確保支援事業	<p>① 安定供給確保支援業務の対象とする肥料等の安定供給確保に関する情報の収集を行うこと（法第31条第3項第3号）</p> <p>② 肥料等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談に応ずること（法第31条第3項第4号）</p> <p>③ 1 肥料原料備蓄対策助成事業並びに①及び②に掲げる事業に附帯する業務を行うこと（法第31条第3項第5号）</p>	①から③までを実施するために必要な経費（人件費、旅費、会議費、謝金、備品費、使用料・賃借料、消耗品費、印刷製本費、委託費、通信運搬費、振込手数料その他諸経費）	定額

(資料2)

肥料の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準の公表について

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）第31条第4項の規定に基づき、肥料の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準を別紙のとおり定めたので、同条第6項の規定に基づき、これを公表する。

令和5年2月15日

内閣総理大臣 岸田 文雄
農林水産大臣 野村 哲郎

(別紙)

肥料の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準

令和5年2月15日 制定
内閣府
農林水産省

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「法」という。）第31条第4項の規定に基づき、肥料に係る安定供給確保支援法人である一般財団法人肥料経済研究所が安定供給確保支援業務を実施する際に従うべき基準として、肥料の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準（以下「実施基準」という。）を次のとおり定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。

なお、この実施基準における用語は、法において使用する用語の例による。

1. 目的・概要

肥料は、農作物の収量の維持及び農業経営の継続に不可欠な生産資材であり、我が国における食料の安定供給に極めて重要な役割を果たしている。しかしながら、我が国には肥料の粗原料となるりん鉱石、加里鉱石等の天然資源が少ないことから、肥料原料の多くを海外からの輸入に依存している。こうした中、近年、世界的な穀物需給の変動等によって肥料原料の調達価格が不安定となっているほか、主要な肥料原料の供給国における政情変化等によって肥料原料の供給が停滞するなどの影響が生じており、我が国の農業現場への肥料の安定供給が脅かされている。このような状況に対応するため、我が国における肥料のサプライチェーンを強靱化し、肥料原料の国際価格や原料供給国の政情等に大きな変動があった場合も肥料を安定的に供給し得る体制を構築する必要がある。

このため、法第7条の規定に基づき肥料を特定重要物資として指定し、一般財団法人肥料経済研究所（法人番号7010005003321、以下「指定法人」という。）を法第31条第1項の規定に基づく肥料に係る安定供給確保支援法人に指定するとともに、指定法人に安定供給確保支援法人基金（以下「基金」という。）を造成するものとする。指定法人は、基金の適正な運用管理を行うとともに、肥料及び肥料原料（以下「肥料等」という。）の安定供給確保に取り組む認定供給確保事業者に対する助成金の交付、肥料等の安定供給確保に関する情報の収集等の安定供給確保支援業務を実施するものとする。

実施基準は、安定供給確保支援業務の内容及び実施体制等、指定法人が適正かつ確実に業務を実施するに当たって従うべき基準を定めるものであり、指定法人は、特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針（令和4年9月30日閣議決定。以下「安定供給

確保基本指針」という。)、肥料に係る安定供給確保を図るための取組方針(令和4年12月28日付け農林水産大臣公表。以下「取組方針」という。)及び実施基準に従って安定供給確保支援業務を実施するものとする。

2. 安定供給確保支援業務の内容に関する事項

指定法人は、次に掲げる業務を実施すること。

(1) 認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金に充てるための助成金の交付及びそれに附帯する業務

① 支援対象とする特定重要物資等

指定法人は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令(令和4年政令第394号)第1条第2号に規定する肥料の生産に必要な原料のうち、りん酸アンモニウム及び塩化カリウム(以下「対象原料」という。)について支援を行うこと。

② 支援対象とする取組

指定法人は、次に掲げる取組を対象に支援を行うこと。

(ア) 農林水産大臣による供給確保計画の認定を受けた肥料関係事業者(肥料原料の輸入事業者及び肥料製造事業者をいう。以下同じ。)における対象原料の国内における備蓄(我が国における対象原料の年間需要量に対して、りん酸アンモニウムは1か月分、塩化カリウムは2か月分に相当する数量を超えて、年間需要量の3か月分に相当する農林水産省農産局長が別に定める量の確保を恒常的に図ることをいう。)

(イ) 農林水産大臣による供給確保計画の認定を受けた肥料関係事業者又は倉庫業者(倉庫業法(昭和31年法律第121号)第3条の規定に基づき国土交通大臣の登録を行った者をいう。)における前号の取組に要する施設又は設備の整備

(2) 肥料等の安定供給確保に関する情報の収集及びそれに附帯する業務

指定法人は、肥料原料の国際的な取引価格や需給動向、肥料原料の生産国における我が国への供給可能性など、肥料等の安定供給確保に関する情報の収集を行うとともに、当該情報のうち肥料等の安定供給確保の観点から必要なものについて、国内の肥料関係事業者等に提供を行うこと。

(3) 肥料等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談並びにそれに附帯する業務

指定法人は、指定法人の会員以外の者を含め、肥料等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談に応ずること。

3. 安定供給確保支援業務の実施体制に関する事項

(1) 指定法人は、安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施するため、次に掲げる要件を満たすこと。

- ① 安定供給確保支援業務を実施する専任の部署を指定法人に設置すること。
- ② 認定供給確保事業者への助成金の交付等を適正かつ確実に実施するため、①の部署に統括責任者を配置すること。
- ③ 安定供給確保支援業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務を行うことによつて安定供給確保支援業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼさないよう、安定供給確保支援業務の実施に必要な人員を常に確保すること。
- ④ 安定供給確保支援業務を行うに当たっては、企業の競争力の源泉と深く関わりのある内容が多く含まれる情報を取り扱い得ることに留意しつつ、法第33条第5項の規定に基づく安定供給確保支援業務規程（以下「業務規程」という。）の公表、第35条第2項の規定に基づく事業計画書及び収支予算書の公表並びに同条第3項の規定に基づく事業報告書及び収支決算書の公表を行うなど必要な情報を公開することにより、その運用の透明性を確保すること。

(2) (1)を踏まえ、指定法人は、次に掲げる事項を業務規程に定めること。

- ① 安定供給確保支援業務を実施する専任部署の設置、業務の実施に必要な人員に関する事項
- ② ①の部署に配置する責任者や、安定供給確保支援業務に係る意思決定に関する事項
- ③ 法第33条第5項の規定に基づく業務規程の公表、第35条第2項の規定に基づく事業計画書及び収支予算書の公表並びに同条第3項の規定に基づく事業報告書及び収支決算書の公表に関する事項

4. 安定供給確保支援業務の実施方法に関する事項

指定法人は、次に掲げる実施方法に基づき安定供給確保支援業務を行うこと。

(1) 基金の設置及び管理に関する事項

① 基金の設置に関する事項

認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金への助成金の交付等の安定供給確保支援業務を行うに当たっては、基金を設置するものとし、法第34条第2項の規定に基づき農林水産大臣から交付を受けた肥料原料備蓄対策事業費補助金をもって、これに充てること。

② 基金の管理に関する事項

指定法人が、基金を設置するに当たっては、次に掲げる内容を業務規程に定めるとし、当該定めに基づき基金を管理・運用すること。

(ア) 基金は、法第36条及び第38条並びに内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく安定供給確保支援法人に関する命令（令和4年内閣府・農林水産省令第17号）第11条及び第12条の規定に基づき、安定供給確保支援業務（基金に係る業務を除く。）、基金に係る業務、及び支援法人の行う他の業務ごとに経理を明確に区分して整理するとともに、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくこと。

(イ) 基金の運用によって生じた利子その他の収入金に相当する金額は基金に充てるものとする。

(ウ) 法第34条第4項の規定に基づく基金の運用については、元本の償還の確実性及び認定供給確保事業者に対する適時かつ適切な支援が確保される方法により行うものとする。

(2) 助成金の交付に関する事項

指定法人は、2(1)に掲げる助成金の交付に当たっては、次に掲げる内容に基づき業務を実施すること。

また、助成金の交付に関して必要な事項は、業務規程に定めること。

① 指定法人が認定供給確保事業者に対して行う助成金の交付決定に関する事項

指定法人は、毎年度期限を設けて、認定供給確保事業者から当該年度の事業実施計画を添えた交付申請書の提出を求め、その申請書の内容が当該事業者の認定供給確保計画に即したものであると認められる場合は、当該計画の範囲内で交付決定を行った上で、助成金を交付すること。

② 指定法人が認定供給確保事業者に対して行う助成金の交付の決定に際し付すべ

き条件に関する事項

助成金の交付の決定に際して、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に定める規定のほか、次に掲げる内容の遵守を求めること。

- （ア）助成事業の内容又は助成対象経費の区分ごとに配分された額を増額しようとする場合は、指定法人の承認を受けるべきこと。
- （イ）助成事業によって取得し、又は効用を増加させた財産の処分が制限されること。
なお、法第 41 条第 3 項に基づき安定供給確保支援法人の内閣総理大臣及び農林水産大臣（以下「主務大臣」という。）の指定が取り消され、事業が終了した場合又は法第 7 条の特定重要物資の指定が解除された場合は、財産処分が可能となること。
- （ウ）助成事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとする場合、指定法人の承認を受けるべきこと。
- （エ）助成金の交付の決定の全部又は一部の取消しを受けた場合、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金の交付がされているときは、当該助成金を返還すべきこと。
- （オ）助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合、速やかに指定法人に報告しその指示を受けるべきこと。
- （カ）認定供給確保事業の実施に当たっては、取組方針第 6 章第 2 節及び第 3 節に掲げる事項に留意すること。
- （キ）助成事業の交付対象経費の中に自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、適正に利益等排除をすること。

③ 指定法人が認定供給確保支援事業者に対して行った助成金の交付決定の取消し及び返還

（ア）交付決定の取消し条件

助成事業を行う認定供給確保事業者が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すこと。

- ・ 農林水産大臣が認定供給確保計画の変更を指示し、又は認定を取り消した場合
- ・ 認定供給確保事業者が、法令、業務規程等の関係規程に基づく処分又は指示に違反した場合
- ・ 認定供給確保事業者が、助成金を認定供給確保事業以外の用途に使用した場合
- ・ 認定供給確保事業者が、認定供給確保事業に関して、不正、事務手続の遅延

その他不適当な行為をした場合

- ・ 交付の決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(イ) 助成金の返還等

- ・ (ア) の条件に該当する場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の返還を命ずること。
- ・ その他、助成金の返還等に関し必要な事項は、業務規程に定めること。

(3) 情報の収集に関する事項

指定法人は、2(2)の規定に基づき肥料等の安定供給確保に関する情報の収集を行うとともに、当該業務を通じて収集した情報を肥料等の安定供給確保の観点から整理・評価の上、必要なものについて刊行物への掲載、指定法人のホームページへの掲載その他の方法により、肥料関係事業者等の関係者に発信を図ること。

また、情報の収集に関する具体的な事項は、業務規程に定めること。

(4) 照会及び相談に関する事項

指定法人は、2(3)の規定に基づき肥料等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談に応ずるとともに、指定法人のホームページへの掲載その他の方法により、照会及び相談に当たっての連絡先を明らかにすること。

また、相談窓口の設置に関する具体的な事項は、業務規程に定めること。

5. 安定供給確保支援業務に関する秘密の保持に関する事項

指定法人は、認定供給確保計画に企業の競争力の源泉と深く関わりのある情報に接する可能性があることを踏まえ、情報管理責任者を置いた上で、安定供給確保支援業務を通じて知り得た秘密を確実に保持するための情報管理体制を構築すること。

また、安定供給確保支援業務に係る情報管理体制に関する具体的な事項は、業務規程に定めること。

6. 助成事業の監督に関する事項

指定法人は、2(1)の実施を効果的に推進する観点から、次に掲げる方法により、助成事業が、認定供給確保計画で定める計画実施期間並びに交付決定の内容及びこれに付した条件等に従っているか否かを確認するとともに、当該助成対象事業を実施する認定

供給確保事業者に対し必要な監督を行うものとする。

また、助成金の監督に関する具体的な事項は、業務規程に定めること。

① 取組内容の確認及び変更

指定法人は、認定供給確保事業者に対して助成金の交付を行う際に、当該認定供給確保事業者の行う取組内容を交付申請書により確認するとともに、当該認定供給確保事業者が当該取組内容を変更する場合には、その内容に応じて、その旨を申請させるものとする。

② 報告の徴収等

指定法人は、毎事業年度及び助成事業が完了したとき並びに必要なに応じて助成金の交付の決定を受けた認定供給確保事業者に事業実施の状況その他の事項に関し報告をさせものとする。

③ 推進指導体制

指定法人は、助成事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、必要なに応じて助成金の交付の決定を受けた認定供給確保事業者に対し必要な助言及び指導を行うものとする。

7. その他必要な事項

指定法人は、安定供給確保支援業務を通じて得られた情報について、安定供給確保支援業務の遂行の目的以外に利用してはならない。また、その旨を業務規程に定めること。

さらに、肥料等の安定供給確保を図るための供給確保支援業務の実施については、安定供給確保基本指針、取組方針及び実施基準に定めるもののほか、農林水産省農林水産事務次官及び農林水産省農産局長が別に定めるところに基づき行うこと。

安定供給確保支援業務規程

令和5年3月8日制定

令和5年6月2日改定

令和6年7月5日改定

一般財団法人肥料経済研究所

第1章 総則

(定義)

第1条 この規程において使用する用語は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(目的)

第2条 この規程は、一般財団法人肥料経済研究所（以下「本法人」という。）が安定供給確保支援業務を行うに当たって、その適正な運営を図るため、安定供給確保支援業務及び安定供給確保支援法人基金（以下「基金」という。）に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(安定供給確保支援業務の対象となる特定重要物資等)

第3条 本法人は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和4年政令第394号。以下「施行令」という。）第1条第2号に規定された肥料に係る安定供給確保支援法人として、肥料及び肥料の生産に必要な原材料等（以下「肥料等」という。）を対象に安定供給確保支援業務を行う。

(安定供給確保支援業務)

第4条 本法人は、安定供給確保支援業務として、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 肥料等の安定供給確保を図ろうとする認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金に充てるための助成金の交付及びそれに附帯する業務
- (2) 肥料等の安定供給確保に関する情報の収集及びそれに附帯する業務
- (3) 肥料等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談並びにそれらに附帯する業務

2 本法人が行う前項の業務は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和

31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。)、肥料原料備蓄対策事業費補助金交付等要綱（令和 5 年 2 月 15 日付け 4 農産第 4523 号農林水産事務次官依命通知）、法、内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく安定供給確保支援法人に関する命令（令和 4 年内閣府・農林水産省令第 17 号。以下「支援法人省令」という。）、特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針（令和 4 年 9 月 30 日閣議決定）、肥料に係る安定供給確保を図るための取組方針（令和 4 年 12 月 28 日付け農林水産大臣公表。以下「取組方針」という。）、肥料の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準（令和 5 年 2 月 15 日付け内閣総理大臣・農林水産大臣公表。以下「実施基準」という。）、肥料の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準等に係る運用指針（令和 5 年 2 月 22 日付け 4 農産第 4758 号農林水産省農産局長通知。以下「運用指針」という。）その他関係規程に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。

（認定供給確保事業に関する事項）

第 5 条 法第 31 条第 3 項第 1 号に規定する助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象とする事業は、認定供給確保事業者が行う認定供給確保事業とする。また、助成金の交付対象とする特定重要物資等は、次に掲げるとおりとする。

（1）助成金の交付対象とする特定重要物資等

施行令第 1 条第 2 号に規定する肥料の生産に必要な原料のうち、りん酸アンモニウム及び塩化カリウム（以下「対象原料」という。）を対象とする。

（2）助成金の交付対象とする取組

次に掲げるいずれかの取組を対象とする。

- ① 農林水産大臣による供給確保計画の認定を受けた取組方針第 3 章第 5 節（1）の肥料関係事業者における対象原料の国内における備蓄（我が国における対象原料の年間需要量に対して、りん酸アンモニウムは 1 か月分、塩化カリウムは 2 か月分に相当する数量を超えて、年間需要量の 3 か月分に相当する農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定める量の確保を恒常的に図ることをいう。）
- ② 農林水産大臣による供給確保計画の認定を受けた取組方針第 3 章第 5 節（1）の肥料関係事業者又は同（1）ただし書きアの倉庫業者（以下「倉庫業者」という。）における前号の取組に要する施設又は設備の整備

（体制等の整備）

第 6 条 本法人は、理事長の指揮監督の下に安定供給確保支援業務を実施する専任の部署として肥料安定供給確保支援室を設置し、その部署に統括責任者として肥料安定供給確保支援室長（以下「室長」という。）を配置し、役付理事 1 名をもってこれに充てるものとし、安定供給確保業務に係る意思決

定については、必要に応じ農林水産省農産局技術普及課（以下「技術普及課」という。）に協議の上、室長が行うものとする。

- 2 業務の適正かつ確実な運用を図るため、令和5年度以降については肥料安定供給確保支援室には室長のほかに常時安定供給確保支援業務に従事する役職員を一人以上配置し、室長の指導監督のもと、安定供給確保支援業務を行うものとし、理事長についても安定供給確保支援業務の実施についてサポートを行うものとする。
- 3 本法人は、この規程並びに法第35条第1項の事業計画書及び収支予算書の決定及び認可申請並びに同条第3項の事業報告書及び収支決算書の決定に当たっては、あらかじめ理事会の承認を得るものとする。ただし、これらの軽微な修正に当たっては、理事会の承認は不要とする。
- 4 前項に掲げる書類並びに法第35条第3項の事業報告書及び収支決算書の公表は、本法人のホームページへの掲載により行うものとする。

第2章 安定供給確保支援業務において支出する経費

本法人が基金から安定供給確保支援業務の実施のために支出する経費及びその留意事項は別記のとおりとする。

第3章 助成金の交付

（助成事業の種類等）

第7条 助成事業の種類は、次のとおりとする。

- （1）肥料原料備蓄事業
- （2）肥料原料備蓄保管施設整備事業

- 2 本法人は、取組主体（第8条第3項の規定により採択された申請者をいう。以下同じ。）が行う第1項に掲げる助成事業を実施するために必要な経費（以下「助成対象経費」という。）について、予算の範囲内で助成金を交付する。
- 3 肥料原料備蓄事業については定額、肥料原料備蓄保管施設整備事業は3分の2以内を助成率とする。
- 4 助成金は、肥料原料備蓄事業及び肥料原料備蓄保管施設整備事業ごとに配分された経費の相互間における流用をしてはならないものとする。
- 5 事業内容、助成対象経費等については、肥料原料備蓄事業については別紙1、肥料原料備蓄保管施設整備事業については別紙2に基づくものとする。

（助成事業の採択）

第8条 助成事業を行おうとする認定供給確保事業者（以下「申請者」という。）は、第7条第1項の助成事業の種類ごとに、それぞれ定める様式により事業実施計画を作成し、本法人に提出するものと

する。

(1) 肥料原料備蓄事業 参考様式第1号

(2) 肥料原料備蓄保管施設整備事業 参考様式第2号

なお、申請者は、事業実施計画の提出に当たって、参考様式第1号別紙又は参考様式第2号別紙の環境負荷低減のチェックシートを添付しなければならない。

2 事業実施計画の事業実施期間は、第7条第1項の助成事業の種類ごとに、次のとおりとする。

(1) 肥料原料備蓄事業

申請者の認定供給確保計画の実施期間内であり、交付決定の日から事業実施計画を提出した年度の末日までの期間

(2) 肥料原料備蓄保管施設整備事業

申請者の認定供給確保計画において記載された施設又は設備の整備に要する期間（ただし、供給確保計画の認定の日から3年以内）

3 本法人は、提出された事業実施計画について、申請者の認定供給確保計画に即したものとなっていること等を確認した上で、採択する事業実施計画を決定し、参考様式第3号による採択結果通知書を申請者に通知するものとする。その際、全申請者の認定供給確保計画に記載された備蓄数量目標の合計数量が我が国の備蓄目標（我が国におけるりん酸アンモニウム及び塩化カリウムの年間需要量の3か月分に相当する農産局長が別に定める量をいう。以下同じ。）を超える場合は、あらかじめ技術普及課に協議し、必要に応じて助成金の対象となる数量を申請者と調整を行い、採択する事業実施計画を決定するものとする。

4 第1項の事業実施計画の提出期限は、本法人の定める日までとする。なお、助成事業として採択済みの認定供給確保計画に基づく備蓄数量目標の合計数量が我が国の備蓄目標に満たない場合、本法人は改めて提出期限を定めることができるものとする。

5 本法人は、第3項の規定による採択を行った場合、採択を行った事業実施計画の写しを技術普及課に共有するものとする。

(助成金の交付決定)

第9条 取組主体は、助成金の交付を受けようとするときは、採択結果通知書に記載された日までに、参考様式第4号に定める交付申請書を本法人に提出するものとする。

2 取組主体は、第1項の規定による申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、

この限りでない。

- 3 本法人は、第1項の申請書の提出があったときは、速やかに交付決定を行い、取組主体に対して参考様式第5号により交付決定の通知を行うものとする。
- 4 本法人は、第3項の規定に基づき交付決定を行った場合、交付決定を行った取組主体名を技術普及課に報告するものとする。

(助成事業の実施)

第10条 取組主体は、前条第3項の規定による交付決定の通知日以降に助成事業に着手するものとする。

- 2 取組主体は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、あらかじめ参考様式第6号による変更等承認申請書に変更後の事業実施計画及び交付申請書を添付し、本法人に提出し、その承認を受けなければならないものとする。

(1) 肥料原料備蓄事業及び肥料原料備蓄保管施設整備事業ごとに配分された事業費の増額をしようとするとき。

(2) 法第10条第1項の変更の認定を受けた認定供給確保計画に伴い助成事業の内容の変更をしようとするとき。

(3) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 3 肥料原料備蓄事業における第2項(1)の事業費の増額は、取組主体に係る認定供給確保計画の備蓄数量目標に1.2を乗じた数量に基づく事業費を限度とする。
- 4 取組主体は、事業費の減額を伴う変更をしようとするときは、第2項の規定に準じて本法人の承認を受けることができるものとする。
- 5 本法人は、第2項及び第4項の承認をする場合において、必要に応じて条件を付すことができるものとする。

(事業の遅延)

第11条 肥料原料備蓄保管施設整備事業について、事業の遅延等により、期間内に事業を完了することができないと見込まれる場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、取組主体は、当該期間内に本法人に参考様式第7号により遅延届出書を提出し、その指示を受けなければならないものとする。本法人は、期間内に事業を完了することができないと見込まれる場合において、遅延後の事業完了日が認定供給確保計画に記載された施設又は設備の整備に要する期間が属する年度内であり、当該供給確保計画に設定されている備蓄に要する期間内に備蓄数量目標を達成することが見込まれる場合については、当該遅延を承認するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 取組主体が、第9条第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、同条第3項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した申請書を本法人に提出するものとする。

(契約等)

第13条 取組主体は、肥料原料備蓄保管施設整備事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付すものとする。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。

2 取組主体は、第1項の規定による契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合わせ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、参考様式第8号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならないものとする。

3 取組主体は、肥料原料備蓄保管施設整備事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めるものとする。

(債権譲渡等の禁止)

第14条 取組主体は、第9条第3項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、本法人の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならないものとする。

(状況報告)

第15条 本法人は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、取組主体に対して、当該助成事業の遂行状況について報告を求めることができるものとする。

(概算払)

第16条 肥料原料備蓄保管施設整備事業を実施する取組主体は、助成金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合(当該年度において必要とする金額に限る。)には、参考様式第9号の概算払請求書を本法人に提出するものとする。

(実績報告)

第17条 取組主体は、各年度が終了したとき(第10条第2項の規定による廃止の承認があったときを含む。)は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月30日のいずれか早い日までに、肥料原料

備蓄事業については別紙 1、肥料原料備蓄保管施設整備事業については別紙 2 で定めるところにより実績報告書を本法人に提出するものとする。

2 第 9 条第 2 項ただし書きの規定により交付の申請をした取組主体は、実績報告書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを助成金額から減額して報告するものとする。

3 第 9 条第 2 項ただし書きの規定により交付の申請をした取組主体は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第 2 項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を参考様式第 10 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに本法人に報告するとともに、本法人による返還命令を受けてこれを返還するものとする。

また、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合であっても、その状況等について、助成金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により本法人に報告するものとする。

（助成金の額の確定及び支払）

第 18 条 本法人は、前条第 1 項の規定による報告を受けた場合には、その報告に係る助成事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、参考様式第 11 号により交付すべき助成金の額を確定し、取組主体に通知するとともに、支払を行うものとする。

2 肥料原料備蓄事業に係る第 1 項の額の確定に当たっては、農産局長が別に定める通知に基づき提供された取組主体の備蓄準備開始日、備蓄開始日及び備蓄再開日と実績報告書の記載が整合していることを確認するものとする。

3 本法人は、取組主体に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

4 第 3 項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

第 19 条 取組主体は、前条第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、助成事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の助成金に代わる収入があったこと等により助成事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、本法人に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 17 条第 1 項の規定に準じて提出するものとする。

2 本法人は、第 1 項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 1 項の規定に準じて改めて

額の確定を行うものとする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、第2項の場合に準用する。

(交付決定の取消し等)

第20条 本法人は、第10条第2項(3)の規定による助成事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第9条第3項の規定による交付決定の全部若しくは一部を参考様式第12号により取り消すものとする。

(1) 法第11条第1項又は第2項の規定により農林水産大臣が取組主体の認定供給確保計画の変更を指示し又は認定を取り消した場合

(2) 取組主体が、この規程、法令、実施基準、運用指針等の関係規程に基づく処分又は指示に違反した場合

(3) 取組主体が、助成金を助成事業以外の用途に使用した場合

(4) 取組主体が、助成事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合

(5) 交付の決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 本法人は、第1項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 本法人は、第1項の規定による取消しをした場合において、第2項の返還を命ずるときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による助成金の返還及び第3項の加算金の納付については、第18条第4項の規定を準用する。

(財産管理及び財産の処分)

第21条 本法人は、取組主体が助成事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

2 取組主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ本法人の承認を受けるものとする。ただし、次の(1)及び(2)に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 取組方針及び農産局長が別に定める通知において農林水産大臣が肥料の安定供給確保に関する目標数量を低減する変更を行い、当該変更を受けて法第11条第2項の規定により、農林水産大臣が認定供給確保計画に係る備蓄数量目標の変更を求める当該認定供給確保計画の変更を指示し、変更後の当該認定供給確保計画において取得財産等の一部の処分を行うことが記載されている場合

(2) 法第41条第3項に基づき本法人の指定が取り消され、事業が終了した場合又は法第7条の特定重要物資の指定が解除された場合

3 本法人が2の承認を行うに当たっては、事前に農林水産大臣に承認を受けるものとする。

4 助成金の交付の決定に際し付すべき条件については次のとおりとする。

(1) この規程に定められた助成金の交付に関する事項に従うべきこと。

(2) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格が50万円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、本法人の承認を受けず、助成金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、次の①及び②に掲げる場合はこの限りでない。

① 取組方針及び農産局長が別に定める通知において農林水産大臣が肥料の安定供給確保に関する目標数量を低減する変更を行い、当該変更を受けて法第11条第2項の規定により、農林水産大臣が認定供給確保計画に係る備蓄数量目標の変更を求める当該認定供給確保計画の変更を指示し、変更後の当該認定供給確保計画において取得財産等の一部の処分を行うことが記載されている場合

② 法第41条第3項に基づき指定法人の指定が取り消され、事業が終了した場合又は法第7条の特定重要物資の指定が解除された場合

(3) (2)の規定に基づく承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価格相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を本法人に返還させることがあること。

(4) 事業の実施に当たっては、取組方針第6章第2節及び第3節に掲げる事項に留意すること。

(残存物件の処理)

第22条 取組主体は、認定供給確保計画の計画期間が終了することにより助成事業が完了した場合又は中止若しくは廃止した場合（法第7条の特定重要物資の指定が解除された場合を除く。）において、助成事業の実施のために取得した物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を本法人に報告しその指示を受けなければならないものとする。本法人は、この指示を行うに当たっては、技術普及課に協議を行うものとする。

(助成金の経理)

第23条 取組主体は、助成事業について帳簿を備え、他の経理と区分して助成事業の収入及び支出を記載し、助成金の使途を明らかにしておくものとする。

2 取組主体は、第1項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して第1

項の帳簿とともに助成事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管するものとする。

3 肥料原料備蓄保管施設整備事業の取組主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、第1項及び第2項に規定する帳簿等に加え、参考様式第13号の財産管理台帳及び次に掲げる関係書類を整備保管するものとする。

(1) 予算関係書類

- ①事業実施に関する総会等の議事録及び委託施工を選択した場合にあっては選択理由
- ②予算書及び決算書
- ③地元負担金（分（負）担金、夫役、現品、寄付金等）を賦課、徴収等する場合にあっては負担金付加明細書
- ④その他予算関係の事項を示した書類

(2) 工事施工関係書類（請負、委託の場合）

- ①実施設計書及び出来高設計書
- ②入札てん末書
- ③請負契約書
- ④工程表
- ⑤工事完了届及び現場写真
- ⑥その他工事関係の事項を示した書類

(3) 経理関係書類

- ①金銭出納簿
- ②証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）

(4) 往復文書

- ①助成金の交付から実績報告に至るまでの申請書類、承認申請書、指令書及び設計書類等

(5) 施設管理関係書類

- ①管理規程又は利用規程
- ②財産管理台帳
- ③その他施設管理関係の事項を示した書類

4 第1項から第3項までの規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録による作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができるものとする。

5 本法人は取組主体に対し、第1項から第3項までの規定に基づき記録を保存するとともに、本法人からの照会等に適切に対応するよう指導するものとする。

(推進指導体制)

第24条 本法人は、助成事業を適正に実施するため、必要に応じて取組主体に対し必要な助言及び指導を行うものとする。

(監査)

第25条 本法人は、助成事業の適正かつ効率的な運営を確保するため、必要があると認めるときは取組主体が行う助成事業の実施状況について監査を行うものとする。

2 取組主体は、前項の監査を受け入れなければならない。

3 監査は、書面又は実地により行うものとし、実施に当たっては、取組主体の業務の執行に支障を与えないよう努めるものとする。

4 その他、監査の実施に当たって必要な事項は、室長が定めるものとする。

第4章 情報の収集及び相談窓口の設置

(肥料等の安定供給確保に関する情報の収集)

第26条 本法人は、法第31条第3項第3号に定める業務の実施に当たって、毎年度、次の調査項目のうち必要なものを調査することにより、肥料等の安定供給確保に関する情報の収集を行うものとする。また、当該調査の実施に当たっては、技術普及課と協議を行い、当年度に実施予定の調査内容を決定するものとする。

(1) 肥料原料の国際市況や需給動向に関する調査

(2) 既存の原料供給国の代替国となりうる国の我が国への原料供給の可能性に関する調査

(3) 原料供給国の投資ニーズに関する調査

(4) 国内資源の代替や利用拡大に関する調査

(5) その他農産局長が特に必要と認める調査

2 本法人は、第1項の調査結果について、調査年度の翌年度の4月末日までに技術普及課に調査結果の報告を行うものとする。

(調査結果の提供)

第27条 本法人は、特定の肥料関係事業者等に前条の調査結果の提供を行う場合は、技術普及課に提供すべき情報を協議するものとする。

2 本法人は、前条の調査結果を広く周知する場合にあっては、肥料等の安定供給確保の観点から周知すべき情報を整理・評価し、あらかじめ技術普及課に協議した上で、刊行物への掲載、本法人のホームページへの掲載その他広く周知を図ることができる方法によって情報の発信を行うものとする。

(調査業務の委託)

第28条 本法人は、調査を実施するに当たって効率的な情報収集が可能であると考えられる場合については、調査の全部又は一部を第三者に委託することができる。第三者に委託する場合は、あらかじめ農林水産大臣の許可を受けるものとする。

(調査結果の帰属性)

第29条 本法人が調査を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権等いわゆる知的財産に係る権利をいう。）が発生した場合、その知的財産権は本法人に帰属するが、無償で、知的財産権を利用する権利を国に許諾することとする。本法人が第三者に委託をして調査を実施する場合も同様とする。また、本法人は、調査業務で得られた情報について、安定供給確保支援業務の遂行の目的以外に利用してはならないものとする。

(相談窓口の設置)

第30条 本法人は、法第31条第3項第4号に定める業務の実施に当たって、肥料安定供給確保支援室に相談窓口を設置し、本法人の会員以外の者も含め、肥料等の安定供給確保を図ろうとする者からの照会及び相談に応ずるものとする。

2 相談窓口の連絡先は、本法人のホームページに掲載するものとする。

第5章 情報管理及び秘密保持

(取扱いの制限)

第31条 本法人は、安定供給確保支援業務を通じて知り得た秘密その他安定供給確保支援業務で得られた情報（以下「秘密等」という。）を適切に管理するため、第6条で定める統括責任者を安定供給確保支援業務に係る情報の情報管理責任者（以下単に「情報管理責任者」という。）として、情報管理規程の規定に基づき秘密等の管理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 情報管理責任者は、本法人の業務に従事する理事、監事等の役員及び職員等（非常勤の理事及び監事並びに研究所との間において業務委託契約・業務提携契約等を締結した企業等に所属する者を含む。以下「役職員等」という。）及び役職員等であった者が、秘密等について、安定供給確保支援業務の遂行の目的又は提供された目的以外に利用することのないよう、情報管理規程の内容について、教育の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(廃棄及び削除)

第32条 情報管理責任者は、安定供給確保支援業務を通じて知り得た秘密等が記録されている文書を廃棄するときは、焼却その他漏えい防止のための措置を講じるものとする。

- 2 情報管理責任者は、安定供給確保支援業務を通じて知り得た秘密等が不要となったときは、遅滞なく、当該秘密等が記載された文書を廃棄するものとする。

(漏えい等発生時の措置)

第 33 条 本法人の役職員等は、秘密等の漏えい、滅失、毀損その他当該情報の保全が脅かされる事態（以下「漏えい等」という。）が生じたときは、直ちにその旨を情報管理責任者に報告するものとする。

- 2 情報管理責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、漏えい等が生じた旨を技術普及課に報告するとともに、その原因を調査するものとする。
- 3 情報管理責任者は、第 2 項の規定に基づく調査を行ったときは、その結果に基づき、秘密等の管理の方法の改善に必要な措置を講ずるとともに、当該調査の結果及び講じた措置の内容を技術普及課に報告するものとする。
- 4 情報管理責任者は、第 1 項の規定により報告を受けた漏えい等が、安定供給確保支援業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれのある事態に該当すると判明したときは、速やかにその旨を技術普及課に報告するものとする。
- 5 前項に定めるもののほか、情報管理責任者は、漏えい等の発生又は再発の防止のための措置を講ずることとする。

(補則)

第 34 条 この規程及び情報管理規程に定めるもののほか、秘密等の管理に関し必要な事項は、理事長が定める。

第 6 章 基金の管理等

(基金)

第 35 条 本法人は、法第 34 条第 1 項の規定に基づき、基金を設けるものとする。

- 2 基金は、法第 34 条第 2 項の規定に基づき農林水産大臣から交付を受けた肥料原料備蓄対策事業費補助金をもって、これを充てるものとし、当該基金に係る余裕金の運用によって生じた利子その他の収入金に相当する金額は基金に充てるものとする。

(基金の管理及び運用)

第 36 条 本法人は、基金について善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

- 2 本法人は、基金の運用に当たっては、法第 34 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、元本の償還確実性及び認定供給確保事業者に対する適時かつ適切な支援が確保される方法により行うものとする。

3 本法人は、法第 36 条及び第 38 条並びに支援法人省令第 11 条及び第 12 条の規定に基づき、安定供給確保支援業務（基金に係る業務を除く。）、基金に係る業務、及び本法人の行う他の業務ごとに経理を区分して整理し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、その帳簿及び収支に関する証拠書類を基金を廃止した日の属する会計年度の終了後 7 年間保存するものとする。

（基金に係る業務に関する報告）

第 37 条 本法人は、法第 34 条第 8 項の規定に基づき、每事業年度終了後 6 か月以内に、基金に係る業務に関する報告書を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

2 前項の報告書の作成に当たっては、あらかじめ理事会の承認を得るものとする。

（事業計画等の作成）

第 38 条 本法人は、法第 35 条第 1 項の規定に基づき、每事業年度、安定供給確保支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を得た上で内閣総理大臣及び農林水産大臣に認可を申請するものとする。

2 本法人は、法第 35 条第 3 項の規定に基づき、每事業年度終了後三月以内に、安定供給確保支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、理事会の承認を得た上で、遅滞なく、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出するものとする。

附則

この規程は、令和 5 年 3 月 15 日から施行する。

附則

この規程は、令和 5 年 6 月 2 日から改定する。

附則

この規程は、令和 6 年 7 月 5 日から改定する。

別記

費目	内容	留意事項
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するため直接必要な業務について、職員に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の本法人負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の策定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用又は本事業に従事したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、検査、会議、打合せ等の実施に必要な経費 	
会議費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために必要な会議等の開催、参加等のために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として本法人の会議室を優先的に使用すること。
謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアル作成、現行の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本法人の代表者及び本法人に従事する者に対する謝金を認めない。
備品費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な備品の経費（ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数が経過するまでは、取組主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を締結すること。
使用料・賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な事務所賃貸料 ・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、資機材、自動車等の借上費 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の本法人の運営に伴って発生する経費を除く。

消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な物品であって、短期間又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額な物品、図書及び参考文献、少額な記録媒体、器具、燃料等の経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費 	
委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の交付目的たる事業の一部を他の者に委託するために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・委託を行う場合は、委託契約書及び仕様書等を農林水産大臣に提出し、許可を受けるものとする。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話等の通信費については、基本料を除く。
振込手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な振込手数料 	
その他諸経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な役務（分析、通訳、翻訳、加工、施工、広告、保険等）その他上記費目に係らない経費 	

参 照 条 文

○ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 (令和4年法律第43号) (抄)

(特定重要物資の指定)

第七条 国民の生存に必要不可欠な若しくは広く国民生活若しくは経済活動が依拠している重要な物資（プログラムを含む。以下同じ。）又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置若しくはプログラム（以下この章において「原材料等」という。）について、外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、当該物資若しくはその生産に必要な原材料等（以下この条において「物資等」という。）の生産基盤の整備、供給源の多様化、備蓄、生産技術の導入、開発若しくは改良その他の当該物資等の供給網を強靱化するための取組又は物資等の使用の合理化、代替となる物資の開発その他の当該物資等への依存を低減するための取組により、当該物資等の安定供給確保を図ることが特に必要と認められるときは、政令で、当該物資を特定重要物資として指定するものとする。

(供給確保計画の認定)

第九条 特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする者は、その実施しようとする特定重要物資等の安定供給確保のための取組（以下この条において「取組」という。）に関する計画（以下この節及び第二十九条において「供給確保計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の者が取組を共同して実施しようとする場合にあつては、当該二以上の者は、共同して供給確保計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3～6 (略)

(安定供給確保支援法人の指定及び業務)

第三十一条 主務大臣は、安定供給確保基本指針及び安定供給確保取組方針に基づき、主務省令で定めるところにより、一般社団法人、一般財団法人その他主務省令で定める法人であつて、第三項に規定する業務（以下この章及び第九十六条第三号において「安定供給確保支援業務」という。）に関し次の各号のいずれにも適合すると認められるものを、その申請により、特定重要物資ごとに安定供給確保支援法

人として指定することができる。

- 一 安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施することができる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 二 安定供給確保支援業務の実施体制が安定供給確保基本指針に照らし適切であること。
- 三 安定供給確保支援業務以外の業務を行っている場合にあっては、その業務を行うことによって安定供給確保支援業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施することができるものとして、主務省令で定める基準に適合するものであること。

2 (略)

3 安定供給確保支援法人は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。

一 認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

二 (略)

三 安定供給確保支援業務の対象とする特定重要物資等の安定供給確保に関する情報の収集を行うこと。

四 安定供給確保支援業務の対象とする特定重要物資等の安定供給確保のために必要とされる事項について、当該特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談に応ずること。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4 主務大臣は、指定をするに当たっては、主務省令で定めるところにより、当該安定供給確保支援法人が安定供給確保支援業務を実施する際に従うべき基準（以下この節において「供給確保支援実施基準」という。）を定めるものとする。

5～7 (略)

(安定供給確保支援業務規程)

第三十三条 安定供給確保支援法人は、安定供給確保支援業務を行うときは、主務省令で定めるところにより、当該安定供給確保支援業務の開始前に、安定供給確保支援業務に関する規程（以下この条において「安定供給確保支援業務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安定供給確保支援業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 指定に係る特定重要物資

二 安定供給確保支援業務の対象となる認定供給確保事業に関する事項

- 三 第三十一条第三項第一号に掲げる業務に関する次に掲げる事項
 - イ 認定供給確保事業者に対する助成金の交付の要件に関する事項
 - ロ 認定供給確保事業者による助成金の交付申請書に記載すべき事項
 - ハ 認定供給確保事業者に対する助成金の交付の決定に際し付すべき条件に関する事項
 - ニ イからハマまでに掲げるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項として主務省令で定める事項
 - 四 (略)
 - 五 安定供給確保支援法人基金を設ける場合にあつては、当該安定供給確保支援法人基金の管理に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、安定供給確保支援業務に関し必要な事項として主務省令で定める事項
- 3～6 (略)

(安定供給確保支援法人基金)

第三十四条 安定供給確保支援法人は、主務大臣が供給確保支援実施基準において当該安定供給確保支援法人が行う安定供給確保支援業務として次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務に関する事項を定めた場合には、これらの業務に要する費用に充てるための基金（以下この節及び第九十九条において「安定供給確保支援法人基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

- 一 外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するために実施する特定重要物資等の安定供給確保のための取組に係る業務であつて、特定重要物資等の安定供給確保のために緊要なもの
 - 二 複数年度にわたる業務であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの
- 2 国は、予算の範囲内において、安定供給確保支援法人に対し、安定供給確保支援法人基金に充てる資金を補助することができる。
- 3 安定供給確保支援法人基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該安定供給確保支援法人基金に充てるものとする。

4～7 (略)

- 8 安定供給確保支援法人は、安定供給確保支援法人基金を設けたときは、毎事業年度終了後六月以内に、当該安定供給確保支援法人基金に係る業務に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

9 主務大臣は、前項に規定する報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

一般財団法人肥料経済研究所令和5年度安定供給確保支援法人基金（肥料原料備蓄対策事業基金）に係る業務に関する報告書に付する内閣総理大臣及び農林水産大臣の意見

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）第34条第9項の規定に基づき、一般財団法人肥料経済研究所令和5年度安定供給確保支援法人基金（肥料原料備蓄対策事業基金）に係る業務に関する報告書に付する内閣総理大臣及び農林水産大臣の意見は次のとおりである。

内閣総理大臣
農林水産大臣

令和5年度安定供給確保支援法人基金（肥料原料備蓄対策事業基金）に係る業務については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

1. 一般財団法人肥料経済研究所においては、事業の効果的な運用を目指し、基金を造成し、令和4年度に引き続き基金の管理体制を整備した上で、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「経済安全保障推進法」という。）第9条の規定に基づき認定を受けた供給確保計画に従って行われる事業に対して、助成金の交付業務を行った。また、肥料等の安定供給確保に関する情報の収集を行うなど、着実に業務を実施した。
2. 基金の管理については、経済安全保障推進法第34条、第36条及び第38条、肥料の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準（令和5年2月15日内閣総理大臣及び農林水産大臣公表）、安定供給確保支援業務規程（令和5年3月8日一般財団法人肥料経済研究所制定）等に基づき、適切な運用が図られた。